

令和3年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和3年12月13日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和3年12月13日 午前8時57分 委員長宣告

4. 協議事項

1 付託案件

議案第73号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

2 陳情

陳情第4号 「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」について

陳情第5号 「障害職場の一人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める陳情」について

3 報告事項

(1) 新型コロナワクチン3回目の追加接種について

(2) 新型コロナウイルス感染症の新たな「宿泊療養施設」設置について

(3) 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施について

(4) 保険税、保険料の減免について

(5) 兼山小学校に係る小規模特認校制度について

4 協議事項

(1) 議会報告会について

5. 出席委員 (7名)

委員長	川合敏己	副委員長	中野喜一
委員	林則夫	委員	伊藤健二
委員	山根一男	委員	板津博之
委員	勝野正規		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	加納克彦	こども健康部長	伊左次敏宏
教育委員会事務局長	渡辺勝彦	福祉支援課長	飯田晋司
介護保険課長	佐橋裕明	国保年金課長	水野哲也
健康増進課長	後藤文岳	新型コロナワクチン 接種推進室長	渡辺博生

教育総務課長 石原雅行

学校教育課長 今井竜生

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 宮崎卓也

議会総務課長 下園芳明

議会事務局
書記 林桂太郎

議会事務局
書記 今枝明日香

○委員長（川合敏己君） それでは、定刻前でございますけれども、皆さんおそろいですのでそろそろ始めさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、執行部については必要最小限の出席にとどめ、随時休憩を取りながら入替えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いをいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

初めに1. 付託案件、議案第73号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（水野哲也君） おはようございます。

議案第73号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案配付資料番号6、提出議案説明書の2ページを御覧ください。

この条例の改正趣旨は、健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を改正するものでございます。改正内容につきましては、議案配付資料番号1の議案書で御説明をさせていただきます。

議案配付資料番号1、議案書の14ページを御覧ください。

改正内容は、条例第8条第1項に規定いたします被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の支給金額を、現行の40万4,000円から40万8,000円に改めるというものでございます。また、第8条第1項の後段、規則で定めるところによりこれに3万円を上限として加算するものとするとして、加算額については規則で委任をしております。加算額等については、委員会資料で御説明をさせていただきます。

委員会資料ナンバー1を御覧ください。

1の出産育児一時金、2の産科医療補償制度の概要については、記載のとおりでございます。見直しについてでございますが、国においてこの産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなりましたが、少子化対策の観点から、引下げになった4,000円分は出産育児一時金の引上げに充て、支給総額は42万円を維持することとなったため、市の条例もこれに準じて改正するものでございます。

3の加算額の改正について、可児市国民健康保険条例施行規則第14条第1項に加算額を記載してございますが、今回の条例改正に併せてこの規則も改正をいたします。それぞれの改正前と改正後の比較は、一番下の表のとおりでございます。

施行日は、令和4年1月1日でございます。なお、この条例改正案については、可児市国民健康保険運営協議会に諮問し御審議いただいた結果、改正案について全会一致で賛成する

との答申を受けましたことを申し添えます。

議案第73号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第73号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑のある方はよろしくお願いをいたします。

○委員（山根一男君） 国の法律の変更によりまして、この金額というのは分かるんですけども、今ちまたでは、やはりこの出産一時金についてかなり議論がされていて、地域によってばらつきが当然あるとして、東京などではやっぱり50万円以上かかると。だから、法律にのっとってやっているのは分かるんですけども、これは自治体おのおの独自の判断で、もう少し、4,000円上がったぐらいで何か、一般的、感覚的には何でこんなものというのが正直なところですよ。

この地区の出産に係る金額が幾らぐらいでとか、そういう調査とか、国民健康保険運営協議会のほうでもそういう議論とかはあったのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○国保年金課長（水野哲也君） 出産費用につきましては、国の社会保障審議会医療保険部会という資料でございますが、少し調べさせていただきましたところ、全国平均は、公的病院、私的病院、助産所含む診療所全体といういろんな病院がございますが、全国平均は約46万円ほどと聞いております。

岐阜県につきましては、公的病院の平均でございますが、約40万2,000円ということで認識をしております。以上です。

○委員（山根一男君） なので、そういったことは加味する必要はなくて、取りあえずこの金額を合わせるということで落ち着いたという案なんですか、これは。

○国保年金課長（水野哲也君） そうですね。おっしゃるとおりこの条例の改正趣旨は先ほど御説明させていただきましたとおり、健康保険法施行令の改正に伴い改正するものでございますということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

○委員（勝野正規君） 国の産科医療補償制度の見直しのいきさつとその影響が、分かる範囲で教えていただければありがたいです。

○国保年金課長（水野哲也君） 国のほうで、この産科医療補償制度見直しの経緯でございますが、この補償制度は2009年に創設されておりまして、適宜必要な見直しを行うとされております。2015年に1度、制度改定が行われております。

今回、2020年9月から、国のほうではこれまでの実績等に基づきまして制度の検証、検討が行われ、今回、補償対象の基準、それから保険料の掛金等が見直され、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたということでございます。

これについては、掛金が4,000円分下がるということでございますが、先ほど申しましたように、少子化対策等の重要性に鑑みて4,000円分は被保険者の給付に引き上げ、出産育児

一時金の支給総額を42万円維持するというところで健康保険法の施行令で改正が行われましたので、これに準じて市の条例規則も改正するというものでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第73号 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第73号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時06分

再開 午前9時08分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

次に、2. 陳情に移ります。

今回、陳情が2件出ております。

まず陳情第4号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望を議題といたします。

この陳情の取扱いについて御意見をお願いいたします。

○委員（勝野正規君） 今、部長にも確認したんですけども、令和4年度予算要求に対しても例年どおり行うということなので、聞きおき程度でいいのかなと思っております。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ただいま、聞きおきという意見が出ておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、陳情第4号については、聞きおきとさせていただきます。

続いて、陳情第5号 障害職場の一人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取扱いについて、御意見をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 内容は大変貴重な内容かと認識をしています。特に、障がい児・者等に対応する職場の一人夜勤というもの、それを複数化し、国に対して積極的な意見の提出を求めるという内容ですので重要なんですが、請願で出していただければより深い討議ができる場所なんですけれども、残念ながら全国一斉というか、東海地方一斉に多分お出しになられているのかなと推察します。もうちょっと機会があればまた勉強するなり等していきたいと思いますが、今日の時点ではこの内容を受け止めつつ聞きおいて学習するということにとどめざるを得ないかなと思っています。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかに。

○委員（山根一男君） 今、伊藤委員とほぼ一緒なんですけど、私の見たところ可児市には5つグループホームがあるということですので、この内容が実際にそうなのかどうかは我々はちょっと認知していない部分で、まずそこを最低押さえた上で意見するかどうかを決める必要があるので、取りあえず聞きおきといいますか保留にしながら、委員会として少しこの内容が事実としてあるのかどうかを確かめたほうがいいかなという気持ちでおりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（川合敏己君） まず陳情の取扱いについては、聞きおきという意見が出ております。ほかに御意見ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、陳情第5号については、聞きおきとさせていただきます。

あと、今、山根委員のほうから、あと伊藤健二委員からも大変重要な内容であるというような御意見もいただいております。こういったグループホームは可児市にもございますので、この部分について、勉強会というかそういったものを行っていくべきかについてをちょっと皆さんにお聞きしたいと思いますが、その点御意見があれば。

○委員（板津博之君） まず執行部に、その5つのグループホームの状況がどうなっているかというのは取りあえずは確認を、委員長のほうでしていただくか副委員長とするか分からないですけど、その上で機会があればそういった現場の方の意見なり、必要によっては視察というのはどうなのかとは思いますが、そういう形で調査、研究を行っていくという方向でいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（川合敏己君） 分かりました。

委員会のほうで情報を仕入れていくような形でちょっと運営をしていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

じゃあそのようにさせていただきます。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時13分

再開 午前9時14分

○委員長（川合敏己君） 会議を再開いたします。

3. 報告事項、(1)新型コロナワクチン3回目の追加接種についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○子ども健康部長（伊左次敏宏君） おはようございます。

今日、3回目の追加接種について御説明させていただきますが、ちょっと資料のほうで、医師会等との調整等がありまして当日になってしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

おととい、土曜日に医師会で会議を開いていただいて、そこで医療機関の皆さんにもお話しした内容とほぼ同じもので今日説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） おはようございます。

私のほうから説明をさせていただきます。

お手元の資料、新型コロナワクチン3回目追加接種の接種体制について、可児市ということで、こちらの資料に基づいて説明をさせていただきます。

事業期間につきましては既に12月1日から、終わりは現在のところ9月30日というふうになっております。

接種対象者でございますが、18歳以上の2回接種を終えた方に1回接種するというところでございます。現在、1回目、2回目につきましては、12歳以上というふうになっておりますが、現時点では12歳から17歳については対象にはなっていないというところでございます。

接種の間隔でございます。2回目接種後原則8か月以上を経過する、8か月ジャストということ、以降なら3回目の接種が可能だと。もう一つ、御承知のとおりだと思いますが、6か月という前倒しの例外が出ておりまして、この米印のところに書いてございますが、現時点においては、施設のクラスターが発生したとか地域の感染状況等により、国の判断、これは厚生労働省が6か月に前倒していいかどうかを判断した上で、6か月の接種が実施されるというところでございます。

市内の対象者につきましては、8万人ということで見込んでいるところでございます。令和3年12月6日現在での2回接種者は7万8,838名でございます。

その下、1. 接種計画でございます。

こちらのグラフを見ていただきますとお分かりかと思いますが、2月から3月まで、4月上って5月以降順番下がってくるということなんです、このグラフの想定をちょっと確認させていただきたいと思っております。8か月後のシミュレーションということなんです。

すが、ワクチンの供給、御承知のとおり、ファイザー社製と武田モデルナ社製がおおむね55%と45%の割合で可児市のほうへ供給されるということになっておりますので、これについては、今のところ3月31日までのお話でございます。ただ、このグラフ見ていただきますと、4月以降もそのように割ってありますけれども、ちょっと4月以降の予定につきましてはまだ国から情報はございませんが、現在示せるところではファイザー社製と武田モデルナ社製を55%と45%という割合で、来年の9月までを試算させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ページめくっていただいて、2ページをお願ひいたします。

2. 当面の予定でございます。

12月1日からコールセンターを設置させていただいております。これの理由は、集団接種会場等でまだ1回目、2回目を接種される方がお見えになられるということになっておりますので、その方たちの問合せ先というか、予約先ということでコールセンターを臨時的に設置させていただいております。先ほど説明がありましたように、土曜日の日に医師会の会員の皆様方に、この資料に少し加えたものを追加接種ということで説明をさせていただいたところでございます。

12月26日、集団接種臨時ということで、市保健センターとございます。この後、1月16日、1月30日と、1月までに3回の集団接種を予定しております。先ほども説明したとおり、1回目、2回目、または医療従事者を打っておりますので、そういう方で打てなかった方等を拾うというか接種していただける体制を可児市としては整えているところでございます。

中段になります。

1月10日、市内に勤務する医療従事者への接種が開始される予定です。

少し飛びまして2月5日、一般高齢者への集団接種、個別接種の開始となっているところでございます。

3. 接種者ごとの主な予定でございます。

アー1、医療従事者、こちらのほうは11月19日に接種券を発送させていただきました。主な対象としましては、市外の施設に勤務する医療従事者の方、おおむね680名の方に接種券を送付させていただいたところでございます。12月1日から既に接種が進んでおります。

アー2、医療従事者、高齢施設入所者及びその従事者ということで、こちらのほう、この医療従事者は、今度は市内の施設に勤務される医療従事者の方につきまして1月10日から接種するというに伴いまして、12月22日に接種券を発送する予定でございます。対象者は2,845名ということで予定をしているところでございます。

次、イとしまして、一般高齢者でございます。一般高齢者の方におかれましては、コールセンターの混雑緩和等もございまして、8か月経過した方を2週間ごとにグループ化して予約開始日の1週間前に接種券を、接種開始日の10日前から予約を受け付けると、開始するというになっております。

2ページが一番下にイメージ図がございまして、流れとしてはこんな流れになるのかなあ

というふうに思っております。具体的には、3ページの上に具体的な日にちが書いてあるところでございます。

一般高齢者等の接種券発送スケジュールでございます。接種日開始日2月5日土曜日、これは2月5日土曜日から2週間の間に打つ方が対象人数5,735名見えて、その方たちに対して接種券発送を1月19日水曜日にするという流れでございます。その方に対して予約は1月26日水曜日からするということになります。同じように、2月19日土曜日から2週間の間に接種を、8か月を迎えられる方につきまして、8,234名の方がお見えになられますけれども、接種券発送を2月2日水曜日にさせていただき、その方たちの予約は2月9日水曜日から予約を開始するというので、この4つのグループに分けさせていただいて、それぞれの日に沿ってスケジュールをもって接種券の発送、予約の開始をしたいと思っております。ここで、一般高齢者につきましては4グループに分けるという方針でございます。

次、予約の方法でございます。

こちらのほうは市のほうで、医療機関でするのではなくて市で一括して予約管理をさせていただきます。予約の専用電話につきましては9時から18時で、この電話番号につきましては、1回目、2回目と同様の番号になっております。

その下、星印を確認いただきたいと思っております。

1回目、2回目ではなかったことで、新たに導入をさせていただくという予定にしております追加接種のおまかせ先行予約についてということで、この方法で一部予約を取っていきたいというふうに思っているところでございます。

1番、概要でございます。

65歳以上の方を対象に、3回目接種の日時及び場所を指定し、御自身での予約が不要なおまかせ先行予約を実施させていただきます。予約が難しい方、ウェブとかがなかなかできないよという方、また、かかりつけがなく接種を指定する医療機関がない方、私どこでもいいよというような方も中にはお見えになれるということを伺っております。そういう方が3回目の接種を希望する場合は、おまかせ先行予約申請書を市に提出することで、市が接種日や接種する医療機関を指定予約し、予約確定通知書をもって日時等をお知らせさせていただくということを予定しております。この予約方法を用いることで、予約開始日の対象者数を減らせるということがございます。電話がつながらない、ウェブがつながらないなどの混乱を少しでも回避したいということをお慮りしております。

今後の予定としましては、御覧のように12月17日に返信用はがき付案内を郵送させていただき予定でございます。対象者は約2万8,000人になっているところでございます。2月5日にそのはがきの締切り、市役所へ出していただくはがきの締切りを設けさせていただいて、到着した方に対して市のほうで接種する医療機関の日時、場所等を決めさせていただいて、予約を市のほうで行う。その方に対して1月6日以降に予約確定通知をもって、あなたはどここの何時からどこになりましたということで本人にお知らせをするという流れになっております。

参考までに、一番最後の資料をちょっと案という形で見ていただきたいんですが、こちらが、A4のおまかせ先行予約のチラシになっております。見ていただきますと、原則8か月経過後ということで市のほうで予約をしていくということなんですが、下の左側、おまかせ予約の概要というところを少しお話しさせていただきたいと思っております。接種の日は2月以降、接種する場所につきましては、いずれかの病院ということに指定をさせていただいております。こちらのほうは、可児とうのう病院、東可児病院、藤掛病院、濃成病院と。使用するワクチンにつきましては、この4病院につきましては武田モデルナ社製で御対応いただく予定でございますので調整をさせていただくという流れになっております。

その他としましては、当然、御自分で予約をされる方は返信は必要ありません。ただ、予約をされた後に変更したいという方も中にはお見えになるかということで、変更される場合は、御自身で予約の変更をシステムないしコールセンターへの電話をもって変更をしていただきたいというふうに思っているところでございます。

右側の切り取り線と書いてある、これを切り取って送っていただくと市役所のほうに届いて、おまかせ先行予約の申請をされた方ということでこちらのほうで調整をするという流れになっております。

ここまでで、先日議会でもございました1回目、2回目でコールセンターが少し混雑をした等のことがございましたけれども、まず要点としましては、今回一般高齢者約2万8,000人に対して4グループに分けて予約を受け付けるということが1点。もう一点は、このおまかせ先行予約をすることによって予約をされる方という分母が減らせることができると、これが2点目。もう一つは、それでも予約をされる方はお見えになるかというふうに思っておりますので、そのウェブとかがなかなか操作が難しいよという方の相談的な窓口等も現在のところ考えているところでございます。この3点で、混雑を少しでも緩和できるように市としては取り組んでいきたいと思っているところでございます。

4ページをお願いいたします。

5. 接種体制でございます。

1) 集団接種会場でございます。

今回、集団接種会場につきましては、市の保健センターのほうでさせていただきます。実は、前は可児とうのう病院も集団接種会場であったということでございますが、今回は可児とうのう病院は個別接種医療機関ということで、接種のほうを同様に実施していただけるというふうに伺っております。

市の保健センターのほうでは、このア、イ、ウということで実施をさせていただきます。人数的にはマックス180人、土曜日の午後、日曜日の午前・午後。医療体制につきましては、1回当たりの医師を2名ということにさせていただく、それから看護師等もお願いする、謝礼につきましてはここに記載のとおりでございます。

市の保健センターで使うワクチンなんですが、先ほども説明した1回目、2回目の方がまだお見えになりますので、そういう方に対しては市の保健センターのほうで受け入れます。

この方に伴うワクチンはファイザー社製でございます。1回目受けたけど2回目まだだよという方につきましても、こちらのほうで予約を承っております。それから3回目の接種の方で、医療従事者になりますが、その方たちが当日体調等の関係で接種できなかったという方に対しても、今度は集団接種会場のほうで対応していきたいという、こちらファイザー社製でございます。3回目の接種で一般高齢者の方、こちらにつきましましては武田モデルナ社製というふうになっているところでございます。

2) 個別接種会場でございます。

市内の24の医療機関で今回接種を実施していただけるということに、現在のところなっております。先ほど、国からもございました55%ファイザー社製、45%武田モデルナ社製ということなんですが、この4ページが一番下に供給の基本的な考え方を載せさせていただいております。間違え接種等を防止したいということで、1医療機関に1つの種類のワクチンを供給するというのを一応原則とさせていただきたいと思っております。先ほどもございました病院関係、4病院と、それから市の保健センターの子育て健康プラザ マーノ、こちらは武田モデルナ社製、診療所、クリニック系はファイザー社製を供給するということになっております。5ページを見ていただきたいと思いますが、1番から25番までございます。それぞれの黒丸のところを取り扱うワクチンになっているところでございます。

5ページの下、6番ですが、ワクチンの供給量と供給時期でございます。

それではどれだけ可見市に来るんだということになりますが、ファイザー社製につきましては、11月下旬に、これは既に来ておりますが医療従事者用として3,510人分、12月の終わり頃、20日頃に一般高齢者用ということで1万530人分、ここの中には新12歳も若干含まれた計算になっております。1月下旬には、第3クールということで4,680人分が来るということをご想定しております。

6ページを見ていただきまして、次は武田モデルナ社製でございます。

現在のところ、武田モデルナ社製は御承知のとおりまだ承認はされておりませんが、承認されるものということで見込んで数字を示させていただいております。1月24日頃、第1クールとして、これは一般高齢者用に1万3,650人分と。これを合わせますと3万2,370人分になろうかと思っております。この3万2,370人ということで医療従事者、それから一般高齢者、それから新12歳の方、この方たちに使用するワクチンの供給ということになっておりますので、以前1回目、2回目は、一般高齢者の方全てファイザー社製ということになっておりましたが、国からの通知はこのようなになっておりますので、一部武田モデルナ社製が入る、交差接種になるということになろうかと思っておるところでございます。

7番、接種券一体型予診票ということで、大変失礼しました、別紙というのはすみません、つけておりません。今回、接種券につきましましては予診票と一体型になっております。A3の1枚、下に図がありますけれども、これがA3でございます。真ん中にミシン目が入っておりまして、右側が予診票ということで接種される方がチェックされる項目、左側がその接種済証明書ということになっております。大きく違うのは、以前、接種券につきましましてはこ

の予診票の右上にもう既に印刷された状態で接種者のほうへお渡しするというのが大きく違うところがございます。また、その接種券には二次元コードがついておりまして、QRコードという言い方もありますが、そちらもついて読み取っていただければVRSのほうで情報が入っているということでございます。

7ページをお願いしたいと思います。

これはあくまでも参考情報ということで、今現在決まっているものではございません。小児への接種ということで、現在国のほうで議論が進んでおります。先日、厚生科学審議会のワクチン分科会のほうでも議論が開始されたようでございますけれども、5歳から11歳の方への接種につきましても、国のほうで議論が始まっております。その中で我々に指示されているものは、早ければ令和4年2月頃から接種を開始するというふうに示されております。なので、自治体としましては、それに間に合うように接種体制等を組んでいってほしいということで依頼を受けているところでございます。

可児市内の対象者数なんですが、約6,400名でございます。この中で、接種率を仮にですが60%とするならば3,840人、この方たちが2回接種をするということで7,000回、8,000回という接種体制は必要のかなと思っておるところでございます。

接種量につきましては、大人の方は0.3ミリリットルですが、この小児の方は0.2ミリリットルでございます。希釈等も必要ということになっております。これにつきましても、また随時国のほうから指示があるかと思いますが、可児市としても、接種体制等を踏まえて、今後医師会等とも相談しながら整えていきたいというふうに思っているところでございます。私からは以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、質疑等ございましたらお願いします。

○委員（山根一男君） 非常に万全の体制を取られているなという感じがするんですけど、ちょっと心配なのは、今回の特色はやはり武田モデルナ社製が入ってきたということで、これは予約の時点でどちらかを選べるようにはなっているのでしょうか。あるいはすごい偏った場合、あるいは集団ではなく個別のほうにどーんと来るような、私の感覚ですけれども、やはり同じものを打ちたいというのが人情ではないかと思うんですけど、その辺どのように払拭していくとか考えがありますかでしょうか。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） 市としましては、山根委員が御指摘のとおりそういうことを危惧しているところでございます。そういうこともございまして、このままですと、私のイメージになるかもしれませんが、まずファイザー社製がずうっと埋まていく、ファイザー社製が打ち切ったら次は武田モデルナ社製になっていくという流れになるのかなあというふうには心配したところでございますけれども、市民の方の中には、少ないかもしれませんが、ワクチンについてはこだわらないとかどちらでもいいよという方も中にはお見えになるかというふうに思っておりまして、このおまかせ先行予約という方法でなるべく武田モデルナ社製のほうで接種をいただけるような体制を、市としては

持っていつているつもりです。ちょっとどのぐらいの方が申請をされるのかということが少し不明なところはございますけれども、申請された方は武田モデルナ社製になるということになっておりますので、なるべくそのように武田モデルナ社製を打っていただける体制も整えたところでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

○委員（伊藤健二君） すみません。5ページのところで、実施医療機関が25個あります。8番にある可児市保健センターが実施医療機関で入っていますが、医療機関というのは前のページの24、市内医療機関24というふうに書いてある、そういうバランスの中での数字でよろしいですね。そういう意味だと思いますが。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） 上の集団接種会場も加えて、1と24で25というふうになっております。

○委員（伊藤健二君） 最後に、上記以外で実施医療機関となる場合もありますというんだけど、医療機関というのは全て市内。市外が及ぶということはありませんね。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） 医療従事者を接種する場合は、市外の医療機関で打つということはありませんけれども、一般高齢者においてやっていく分につきましては、基本市内の医療機関で今の25でやっていただくと。この米印の実施医療機関となる場合、上記以外でもという表現をしておりますけれども、1回目、2回目の実施医療機関に対して、3回目はやっていただけますかという調査をかけて、やっていただけると言ったところがこの24の診療所になっております。あくまでもその27しか声をかけていないということになりますので、先日12月11日の医師会の席上で私のほうから、この実施医療機関以外の方でもし3回目実施医療機関となっただけの方が見えるのならば御相談くださいということで説明をさせていただいております。なので、この席上では、なる場合もあるということでも少し書かせていただいたところでございます。以上です。

○子ども健康部長（伊左次敏宏君） ちょっと補足させていただきますけど、接種される医療機関は、例えば市外の病院に入院されてみえるような高齢者の方であるとかもございまして、そういった方は入院先で打たれるようなケースもあろうかと思うので、必ずしもここだけしか駄目というものではないということをお願いしているものです。一般の方につきましてはこの中から選んでいただくということになります。すみません、ちょっとまた思い出したら言います。以上です。

○委員長（川合敏己君） ほかに質疑はございますか。

○委員（板津博之君） おまかせ先行予約ってなかなかいいアイデアだなと思ひまして、ただ1つちょっと確認なんですけど、先ほど室長が示された一番最後のほうに案としてあるこれですよね。これと、いわゆるこれはおまかせの方用のチラシだと思うんですが、もう一つその通常の予約用のチラシも同封されてくるということになるんですかね。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） 現在の流れとしましては、おまかせ先行

予約のほう、まず2万8,000人の方に先ほどの案内文書をもって個別に通知をさせていただきます。今度は、それとは別に、調整をされて結果をお知らせする、その後に接種券を送送するということがございます。そのタイミングで今のこの予約の方法だとか電話番号も当然おしをさせていただいて、その点については1回目、2回目と変わらないんじゃないかなというふうには思っておるところでございます。

○委員（板津博之君） あと1点ですけど、いわゆる外国籍市民の方への案内というのは、これとはまた変わってくるというか、基本的には一緒でという考え方でいいですか。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） 一般高齢者の方が対象になってきますので、この対象になった方に、翻訳をさせていただいて送付させていただくということになるかと思っております。

○委員長（川合敏己君） 他にございますか。

○委員（林 則夫君） ちょっと視点を変えてお伺いをしたいと思います。室長、さっきね、君の説明、約25分か27分ぐらいやったな。その間に、マスク何遍下がってきた。そのマスク。俺見ておっただけでも5回。何で下がってくるかという、これは、このマスクが顎までかかっているわけ。だから顎を動かすとだんだん下がってくる。これテレビ見ておってもどういふ場面でも必ずそのシーンがあるわけ。それはそれとして、アベノマスクというのは非常に不評であって、坊主憎けりやけさまで憎いということで徹底的にたたかれて、何億という在庫品がどこかの倉庫に眠っていて、いずれほこりかぶってネズミの寝床になると思うわけですが、そうしたそのままにしておくは無駄になるんですよ。それで、小さい子供、小学生までぐらいの子供には、よだれ拭きでもいいからそういうような形で、何とかそのマスクを還元するようなことを考えてみたらどうかと思っておるわけ。それで、アベノマスクで一番僕が優れた点は、顎へかかっていないからしゃべってもマスクがずれてこないんですよ。だから僕は、これようできておるなと思っただけで前から思っただけでも、ああいう形でたたかれちゃってどうかなっちゃったけれども、何とか可児市の子供たちのマスクにああいうものを払い下げのようなことをひとつやってみたらどうかと思っておるところですが。

子供はすぐ汚しちゃうから大変ですよ。だけどまだマスクを外せとかそういう時期には来ていないと思いますので。

○こども健康部長（伊左次敏宏君） すみません。ちょっとワクチンの話とはあれですけども、国や県のほうから、今御指摘のような使用方法というか還元先というようなことに対して御意見、提案等を求められるような機会があれば、今御指摘の部分も含めて提案させていただきたいと思っております。

○委員（林 則夫君） ぜひそれをやってみてほしい。駄目元でもいいからやってみるだけでも。

それから、前回僕は申し上げたけれども、新型コロナウイルス感染症が治った人、回復した人の追跡調査はやっておるかということを行ったんですが、それは県の関係でできんとか言っておったけれども、そういうときにこそいろいろ資料を集めておくと、次のステップ

を踏めんわけよ。次、第6波、第7波が来たときの一つの資料としてそういうものをきちんと把握しておくべきだと思うので、とにかく守秘義務とか差別とかそういうこともあることはあると思うけれども、そのほかにもこれをメリットとして活用すべきものはやっていかんと、将来の市民のためにも国民のためにも、ひいては人類のためにもならんと思う。だからその点もよく踏まえて、我々の立場はこれだけしかできんと言うんじゃなしに、きちんと言うだけは言ってほしい。マスクもぜひ払下げができるようにやってくれよ。

○**こども健康部長（伊左次敏宏君）** すみません。今の御指摘も市長のほうからも岐阜県に対してはそういう提案を既にさせていただいておりますので、特に第5波のときに自宅療養の方も出たということもあって、その後の状況はどうなんだというところの追跡状況については調べるようにという指示は、私たちも市長からもらって県等に情報を求めたんですけども、そのときの答えとして、先ほど議員さんおっしゃったとおりの回答であったわけですが、そういったことについての要望としても、市長のほうからも県に伝えさせていただいているところでございますので、引き続き求めていきたいと思っております。

○**委員（林 則夫君）** (3)の生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施について、この中でも組み込んでいけば、生活に困った人たちにはマスクを無料で払下げができるような形を取っていければ、できるかできんかは別にしてやってほしいと思います。以上です。

○**委員長（川合敏己君）** ありがとうございます。

ちょっと担当が違いますので、答弁はなしでよろしいですかね。

○**委員（林 則夫君）** はい。

○**委員長（川合敏己君）** それでは、新型コロナワクチン3回目の追加接種について、改めて質疑のある方。

○**こども健康部長（伊左次敏宏君）** 現時点での説明をさせていただきましたけれども、国のほうから私たちのほうへ届く情報も刻々と変わるというのは新聞などで報道されているとおりですので、現時点での情報で体制を組んでおりますが、今後、その接種間隔であるとか、また接種の前倒しというような話がひょっとかしてあるかもしれませんし、状況に合わせて私たちも対応させていただきたいというふうに思っています。また、大きな変更点等がありましたら報告をさせていただきますけれども、そんなふうでちょっと国、県からの状況に応じて動いていくということを御承知おきいただきたいというふうに思っていますのでよろしくお願いいたします。

○**委員長（川合敏己君）** 御説明ありがとうございました。

ほかによろしいですね。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(2)新型コロナウイルス感染症の新たな「宿泊療養施設」設置についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（後藤文岳君） おはようございます。

11月30日付で皆様には、岐阜県が新型コロナウイルス感染症の新たな宿泊施設の設置を可児市内で検討しているといった情報提供をさせていただいておるところですけれども、本日はその件について御説明をさせていただきます。

資料番号2-1を御覧ください。

岐阜県は、新型コロナウイルス感染症の軽症者や無症状者が療養を行う宿泊療養施設を設置し、入所者の受入れを行っています。現在、第6波に向けた体制強化を図るため、新たな宿泊療養施設を可児市内に設置する準備を進めています。準備を進めている施設は、広見にある総部屋数118室のパークホテル可児です。設置予定日は12月21日火曜日です。

中段以降の参考については、県がホテル周辺の方々へ向けて作成した周知用文書から抜粋したものを載せさせていただいております。

1の宿泊療養施設の概要ですけれども、居室は原則バス・トイレ付の個室、1棟またはフロア単位で確保。保健師または看護師が日中は常駐。医師はオンコール対応。これらが厚生労働省が示す主な要件となっています。

2の宿泊療養の対象者ですけれども、新型コロナウイルス感染症患者のうち、無症状の方や軽症の方で、この①から④の方を除いて医師が入院の必要がないと判断した方となります。

3の宿泊療養期間についてですけれども、これは病院の退院基準と同じで、有症状者の場合は発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過後、無症状者の方は検体採取日から10日間経過後に帰宅可能ということになります。

4の施設内での感染防止対策としては、入所者は割り振られた個室のみで生活し、家族などからの差し入れは宅配に限定し、面会はできません。施設内は、感染症の専門家や自衛隊の指導の下、スタッフ動線を考慮し、施設内をグリーンゾーン、レッドゾーンに明確に区分けして運営をします。施設内は、関係者以外立入禁止として警備員を配置します。

裏面を御覧ください。

5の施設外への感染ですけれども、新型コロナウイルスの感染原因は、飛沫感染及び接触感染であり、近隣地域に空気感染することはありません。入所時は、病院または自宅から県が用意する移送車で移動してくるため、入所者と地域の方が接触する場面はありません。

6に県内の宿泊療養施設の設置状況を載せさせていただいておりますが、今時点、現在で県内11か所の宿泊療養施設が設置されています。

最後になりますけれども、岐阜県はこの件についての記者発表を12月17日に予定しておりますので、取扱いには御注意いただきますようよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございました。

この件に関して質疑のある方、お願いします。

○委員（伊藤健二君） 4の項目で、感染症の専門家や自衛隊の指導の下にと書いてありますが、感染症の専門家というのは何となく分かる気がしますが、自衛隊の指導というのはどう

いう趣旨でここに入っておるんですか。

○健康増進課長（後藤文岳君） 申し訳ない、ちょっとそこまで詳しくは県のほうからは聞いておりませんが、想像するに、羽島市やもう既に宿泊療養施設を設置しているところがあるものですから、そういったところを設置する際にそういった方々に御意見を求めたのではないかなというふうに想像はするんですけども、実際このパークホテル可児の中でその自衛隊がどういう役割をするかということまではちょっと確認はしておりません。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他にございますでしょうか。

○委員（勝野正規君） 参考までに教えていただきたいんですけども、総部屋数118室だから1棟丸ごと、これは県が買い取るという解釈で、要は稼働率がゼロでもそんだけお金払っていくんですね。

○健康増進課長（後藤文岳君） 借りるということになるかと思えますけれども、一般のお客さんは入れないということです。お金等については、ホテルと県の間で行われている交渉や契約金額等については、ちょっとこちらのほうは聞いておりませんので申し訳ございませんが。

○委員長（川合敏己君） ほかにございますか。

○委員（板津博之君） ちょっと言葉を教えていただきたいんですけど、参考の1のところでは医師はオンコール対応と書いてあるんですけど、恐らくこれは、保健師なり看護師が日中常駐されていて、その療養者の方の健康をチェックされて、何か問題があったときには看護師さんなりから医師に直接電話をして、どうしたらいいですかというようなことをお伺いするというのをオンコール対応というんでしょうか。

○健康増進課長（後藤文岳君） そのとおりです。

○委員（板津博之君） ありがとうございます。

○委員長（川合敏己君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前9時58分

再開 午前9時59分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

次に、報告事項(3)生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 資料番号3をお願いいたします。

生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施について、令和4年度から実施事業の追加及び窓口相談対応の強化を図ってまいりますので御説明させていただきます。

現在、生活困窮者の支援に係る事業としては、可児市社会福祉協議会への委託により、平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び家計改善支援事業の2つを実施しておりますが、生活困窮者に対する包括的かつ一体的な支援を実施するため、令和4年度から、先ほどの2事業に加えて就労準備支援事業を実施してまいります。

また、同じく令和4年度から事業受託者の職員1名を可児市役所福祉支援課に常駐させることで、市役所窓口においても自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援の相談対応を実施してまいります。

各事業の概要を御説明いたします。

自立相談支援事業、これは国が定める必須事業でございます。生活困窮者自立支援事業の根幹をなすものでございます。生活困窮者の自立に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を実施するとともに、必要に応じて自立支援計画を作成し、これに基づく計画的な支援を実施する事業でございます。

次に、家計改善支援事業、こちらは努力義務事業でございます。生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんなどを行ってまいります。

3つ目の就労準備支援事業、こちらにも努力義務事業でございますが、こちらが来年度から新たに実施するもので、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、1年を超えない期間にわたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業でございます。具体的には、不規則な生活リズムなど生活習慣の乱れを改善するよう訪問による指導を行ったり、コミュニケーション能力の習得や、事業所と連携、協力して就労体験を実施するなど、個別ケースに応じた支援を主にマンツーマンで行ってまいります。

事業イメージ、枠で囲ってあるそちらのほうを御覧ください。

自立相談支援事業は、先ほど申しましたように総合的な相談を行い、自立支援計画を作成するなど生活困窮者自立支援事業の根幹をなすものでございます。また、各ケースで家計に関する一般的なアドバイスや各種給付の利用調整、あるいは就労に関する一般的なアドバイスを行う中で、さらに踏み込んだ支援が必要かつ有効と判断した場合には、家計改善支援事業及び就労準備支援事業による支援を行ってまいります。

このように、各事業が連続的、相互補完的に支援する取組を行っていくこととなっており、家計改善支援においては、既にそのように取り組んでいるところでございます。

裏面を御覧ください。

実施方法でございますが、生活困窮者に対してより効果的な支援を実施するためには、自立相談支援事業、家計改善支援事業及び就労準備支援事業の一体的な実施は不可欠であり、これには事業実施者が同一であることが望ましいため、就労準備支援事業は、他の2事業と同様に可児市社会福祉協議会への委託により実施してまいります。

次に、市役所への相談窓口の設置でございますが、相談者の利便性の向上、事業対象者の効果的な補足、相談内容に応じた市行政サービスとの円滑な連携等を目的として、事業の受

託者である可児市社会福祉協議会の職員1名を市役所に常駐させ、社会福祉協議会窓口のほか、市役所窓口においても3事業の相談対応を実施してまいります。

次に、事業費について御説明いたします。

生活困窮者自立支援事業の委託料が2,369万1,000円でございます。令和3年度の委託料が1,914万8,000円でしたので、454万3,000円の増額となります。

なお、3つの事業には、事業ごとに4分の3から2分の1までの国庫負担があり、一般財源の負担増加額としては150万円の見込みでございます。

上記の一般財源の負担増加額に対しましては、同事業で対応している住居確保給付金、こちらの予算が来年度は、今年度と比較して、今年度1,500万円でしたが900万円に減額となる見込みであることから、事業内での対応は可能であると見込んでおります。

最後に、資料には記載してございませんが、今後のスケジュールでございます。

現在、委託先の可児市社会福祉協議会との具体的な実施方法に係る協議を順次進めております。今年度中には、事業委託に係る契約を締結する方向で調整をしております。それらを経て、令和4年度4月当初から福祉支援課に社会福祉協議会の職員1名を常駐させ、就労準備支援事業を加えた3事業の相談対応を実施してまいります。以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、この件につきまして質疑ございましたらお願いします。

○委員（勝野正規君） 令和3年度の事業費の1,914万8,000円というのは、この社会福祉協議会への委託金、委託料ということでいいですか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） はい、そうです。

○委員（勝野正規君） 社会福祉協議会から1人、新しい事業があるので来て、主に人件費ということで454万3,000円組むということは、社会福祉協議会の職員が来るということは、社会福祉協議会で向こうで仕事やっておった人が1人欠員になるから、社会福祉協議会としてまた人を募集してその穴埋めを行うということになるんですかね。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 募集ということになるかどうかはまだ分かりませんが、この事業に対して1人増員を図っていただいて、事業を行っていくということでございます。

○委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 直接これとはリンクしていなくて、かつ事前に福祉支援課のほうに資料提出の要請をかけ損ねた私が基本は悪いんですが、それを認めた上でちょっと一言、社会福祉協議会が取り扱っている、国が実施し県社会福祉協議会が対応して可児市の社会福祉協議会が窓口となってやっている例の総合福祉資金の締めが11月30日で、そこまで再々延期をされてきて、これまで経済的困窮者に対する支援の措置が継続してきたと思います。最終到達点もうぼちぼち締められるんじゃないかと思えますけど、その状況と、社会福祉協議会の職員が市役所へ窓口設置ということではあるので、そういう点も連動してくるかと思うので、まず現在の到達点をまた次の機会に報告をしていただきたいと思いますと思うんですけど。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 貸付けに関しては社会福祉協議会の事業でございますが、市

のほうも状況を逐次把握をしておりますので、今ちょっと手元にございませませんが、また次の機会に御報告等させていただきたいと思っております。

○委員長（川合敏己君） ほかにございますでしょうか。

○委員（板津博之君） 社会福祉協議会の職員が1名常駐ということなんですけど、窓口は福祉支援課のほうになる、その職員はどこで窓口業務をやるかという話なんですけど、どういう予定ですか。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 今まで社会福祉協議会だけの窓口だったんですけども、それに加えて市役所の福祉支援課に1名常駐するという形で、両方でということでございます。今まで社会福祉協議会に委託していた事業に関して、もちろん市の委託事業ですので、内容は基本的には把握はしておるんですけども窓口としては受けていなかったというのが、例えば生活保護になるかもしれない前提で来られた方が、そこまでは行かないけれども困窮者自立支援事業で対応できるなという場合に、その場でワンストップで対応可能になってくるということもございまして、これはメリットが大きいかなと思って始めるものでございます。

○委員（板津博之君） よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○委員長（川合敏己君） ほかに発言ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようでございますので、この件に関しては終了といたします。

次に、報告事項(4)保険税、保険料の減免についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（水野哲也君） 報告事項(4)保険税、保険料の減免について、私のほうから一括して御説明をさせていただきます。

令和3年6月15日の教育福祉委員会において御説明させていただきました、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税、後期高齢者医療保険料並びに介護保険料の減免に係る国の財政支援が拡充される見込みである旨通達がありましたので、今回御報告をさせていただきたいと思っております。

委員会資料ナンバー4の国民健康保険税を例に御説明をさせていただきます。委員会資料ナンバー4を御覧ください。

1 ページ目、1の概要、2の減免の対象となる世帯及び減免額、3の減免の対象となる保険税については、前回御説明させていただいたとおりで変更はございません。

4の国の財政支援について、当初は特別調整交付金40%のみの予定でございましたが、新たに災害等臨時特例補助金を60%分交付すべく、その補正予算案が今の臨時国会において審議中でございます。予算案の可決、成立が前提とはなりますが、これにより市の減免分全額の財政支援がなされることとなります。

裏面の2ページを御覧ください。

5の減免実績については、表のとおりでございます。参考までに、令和3年度11月末現在の件数と減免額を記載してございます。

3 ページ目の後期高齢者医療保険料及び委員会資料ナンバー 4-1、介護保険料につきましても同様に、全額、国の財政支援がなされる予定でございますので、それぞれ御確認いただければと思います。

報告事項(4)保険税、保険料の減免についての説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、質疑がある方はお願いします。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

ここで、10時25分まで10分間の休憩といたしますのでよろしくをお願いします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時25分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

次に、報告事項(5)兼山小学校に係る小規模特認校制度についてを議題とします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（石原雅行君） 山根議員から12月3日に一般質問がありましたが、今日現在の小規模特認校の申込み等の状況を報告します。既に説明させていただいた内容等と重なる点があるかと思いますが、御了承ください。

資料ナンバー5、小規模特認校入学児童を募集を御覧ください。

小規模特認校制度とは、小規模校の特色を生かした教育を行っている学校に、特例として市内のどの学校区からでも通学できる制度です。兼山小学校で実施することを10月6日に教育委員会会議で決定し、11月1日から申込みが始まっており、12月24日まで受付をしているところです。

今日現在、電話等で問合せなどがあつた世帯は12世帯で16人、うち7世帯10名が学校見学をしました。この世帯と数字が変わっているのは兄弟がいるためです。申込みは3世帯4人で、山根議員の一般質問でお答えいたしましたときと変わっていません。

申込みのあつた保護者と児童は、今後面談を実施します。面談では、就学条件である保護者の責任と負担により通学することや、保護者はPTA活動などに兼山の保護者と同様に参加することなどの確認や、児童への兼山小学校で学ぶことについての確認などを行います。その上で、申込みをした子供にとって本当に兼山小学校は適しているかなどを踏まえ、1月下旬に可否の決定を連絡します。そのため、現時点では個人についての詳細なことは控えさせていただきますが、申込者が全員兼山小学校で学ぶことに決まった場合は、来年度の複式学級は解消できると考えています。

PRは、一般質問でも回答させていただきましたが、この資料5の募集チラシを市内の小中学生全員と各小学校の就学時健診で新1年生全員に配付しました。また、11月1日の広報紙や11月18日のFMららで放送してもらい、新聞記事などにも取り上げていただきました。

お手元に、本日配付させていただいたこの兼山小学校で一緒に遊ぼうというチラシを御覧ください。

[発言する者あり]

ごめんなさい。兼山小学校で一緒に学ぼうです。これになります。

これは、現在の兼山小学校の6年生児童が作ってくれたもので、兼山小学校の特色やよいところを自らの体験に基づき記入し、レイアウトから写真の選択まで児童が行ってくれたものです。学校の先生はほとんど手伝っていないとのこと。このチラシをA2のポスターに引き伸ばしまして、市内のほかの小学校に現在貼ってあり、一緒に学ぼうと呼びかけているところです。児童たち自らがPRしている気持ちが伝わり、現在の申込みにつながっているのではないかと考えています。申込期限の12月24日まで10日ほどありますので、新たな申込みがあることを期待しているところです。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

この件について質疑がある方お願いします。

○委員（勝野正規君） 就学条件の点の4つ目のところで、原則年度当初から就学し卒業まで在学するという、こういう条件も入れなければならないんですか。まあその文字どおりならいいんですけど。

○教育総務課長（石原雅行君） 一応、就学条件ということ、原則年度当初から就学し卒業まで在学することということは、やはり保護者がきちっと責任を持って、子供にはその覚悟で来てもらいたいということの上でこのような条件を入れてあります。以上です。

○委員長（川合敏己君） よろしいですか。

○委員（林 則夫君） 合併特例債は、本年度が最終年度やったか。

○委員長（川合敏己君） 今年度が最後です。3月まで。

○委員（林 則夫君） それで、前回のときでも申し上げましたけれども、いろいろと試行錯誤されながら、将来の国を担う子供たちの育成に対しては十分に配慮しながらやっていかれるのは結構でして、この案について私が反対する意思は全くありませんが、私個人の信念として、兼山町との合併のときからいろいろと携わってきたわけなんです、飛び地合併で当時の町長、伊藤外一さんやったか利康さんやったかどっちか、非常に僕は懇意にしておったもんだから、林君、飛び地でどうやと聞かれたことがあったもんですから、木曾川でつながっておるで大丈夫だ、やれと俺言ったことがあるわけなんです、そういうことで飛び地であつてもなかろうとも、合併した以上は可児市なんです、だから同じように可児市の旧可児町の可児市民と同じ平等の教育をさせてやりたいというのが合併当時の協議会の中での僕の考え方であつたわけなんで、それで以前、可児市内の大平、大萱、あそこからバスかタクシーか何かで東明小学校へ子供を通わせたことがあるわけなんで、そういうことも選択肢の一つとして排除しないようにしていければいいかなと思うわけなんです、今年市制、来年は40年か、40年になりますね。だから40年の記念式典、記念式典とは何ぞやということは、これは過去を総括しながら未来にどう向けていくかということの記念であつて、市制30

年は30年までに反省、そしてまた将来の計画、40年だったら今までここ10年の反省をしながら将来の見通しを立てていくというのが記念であって、私はぜひ今まで積み残してきたいろんな問題がありますね、考えてみますと。この小・中学校の問題もそうですし、それから消防の問題もある。そうしたものをいかにこの40年できちんと整理していくかというのが、僕は第一の記念式典だと思うわけなんです。だから、その辺のことも、この計画はこの計画で結構ですけども、また代案も当然考えながら、可児市民一体となって学校教育に励んでいただけるような方策も考えてほしいということを念頭に置いていろんな議論をしてほしいということです。

過去いろいろ培ってきた問題もあるもんですから、そういうものも、あしきものは捨てて良きものは拾い上げていくというような考えでやっていただければよろしいかと思しますので、私はこの兼山小で一緒に学ぼうという案に対しては賛成をしておりますし、また期待もしております。以上です。

○委員長（川合敏己君） 次、ほかに。

○委員（板津博之君） この資料に、チラシそのままのコピーという解釈であれば、コミュニティ・スクールの説明の資料がついていますが、これもチラシとして一緒に配られたということなのか、ないしは我々に今日このコミュニティ・スクールというものについて理解を深めていただきたいという趣旨で添付されておるのか教えてください。

○委員長（川合敏己君） ちょっとその前に、この件については、実はこの後発言を求められておりましたのでこの次にさせていただきますが、ちょっと待ってくださいね。

ほかに質疑。

○委員（板津博之君） すみません、じゃあ先にこっちを。

可能であれば、先ほどの3世帯4名の子の学年の内訳までは、個人情報に当たるのでまずいですか。

○委員長（川合敏己君） 教育総務課長、答えられる範囲で。

○教育総務課長（石原雅行君） 個人情報ではないんですが、まだその子が面談でやめる場合もありますので。

○委員（板津博之君） 入ってくれるかどうか分からないにせよ、内訳というのはお聞きしてもいいんでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） 先ほど冒頭に申し上げましたとおり、今お伝えできることは、今の子が全員来ていただければ複式学級は解消できるということでお願いできればと思います。

○委員長（川合敏己君） それでは、ほかよろしいですね。

○委員（伊藤健二君） 一路、複式学級へやむなしという雰囲気であったのが、ともあれ小規模特認校というシステムを目いっぱい活用して、それに伴って逆にこのA2ポスター、子供たちが手作りをした中身が可児市内の全ての小学校に届けられるという形で、兼山はきっちり地元で頑張っているんだぞというのが、子供も、そしてその親も認識できるという点では、

逆境を逆手に取って頑張っているというふうに思います。小規模特認校がうまく行って、複式でないやり方が続けられるということが一番大きなメリットだと思うので、そういう点で頑張ってやってほしいなあと考えています。本当によくここを決断して対応したと評価したいと思っています。以上。

○委員（山根一男君） 全ての児童にこのチラシを渡したということですが、ちょっと今気になったのは、不登校とかで学校に行けていない子とか、なかなか児童についての連絡が通じないような親に対して、これは非常に貴重な情報だと思うんですけど、それは何か手を打っておられますでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） 学校を通じて全児童に配ってもらっていると認識しております。以上です。

○委員長（川合敏己君） ほかに。

[挙手する者なし]

それでは、学校教育課長から発言を求められておりましたコミュニティ・スクールについて。

○学校教育課長（今井竜生君） すみません。

先ほど、板津委員からの御質問もありましたコミュニティ・スクールに関わって動きがあるということで、情報共有のために発言をさせていただきます。資料は文部科学省から出されているコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度についてというホームページから取ったものでございます。今後ですけれども、学校運営協議会を導入し、コミュニティ・スクールとしていこうという学校の動きがありまして、そのことについてということです。

3月の議会で野呂議員より一般質問がありまして、そのことも教育長が答えさせていただいておりますが、今のところ令和4年度からの導入を目指して、旭小学校、それから広陵中学校、地域や学校からコミュニティ・スクールを進めていきたいという願いがありまして、段取りを進めているところでございます。

可児市としましては、学校管理規則の一部改正、それから学校運営協議会の規則というものを定めまして今後進めていきたいと考えております。学校自身は、その運営協議会の組織づくりのための段取りを今進めておりまして、例えば委員の決めであったりとか、どういう形で進めていくかということを検討しているところです。狙いとして、選ばれた委員の方と一緒に学校の課題を考え、目標を共有して、一緒に活動できるような組織となるように話をしているところでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

情報共有ということですが、ちょっと初めてここに出していただきましたので、深くは答えられないかもしれないですけど、質疑というか聞きたいことがあれば。

○委員（板津博之君） 先ほどのお話で、旭小学校と広陵中学校のほうから、いわゆるこのコミュニティ・スクールというものをやってほしいといった内容だったかというのは教えていただけますか。

○学校教育課長（今井竜生君） 両校とも、地域との関わりで学校運営を進めていきたいという願いもありました。それから地域、例えば広陵中学校でいうとエール広陵という形で、もう前々から地域の方が参画していただいて御協力いただき、学校の支援をかなり進めてくださっている状況があります。そういうどちらも地域と共に歩んでいけるといところが大分見えてきましたので、コミュニティ・スクール化ということは、努力義務ではあるんですけども進めていきたいなというところもありましてお話を持ちかけたところ、学校も地域もその旨で方向づけできそうだと言うことがありましたので、まずは可児市内の中でまず2校のところを進めていく。それがうまく運営していければ、今度はまたほかの学校にも進めていけるかなというふうに考えていますので、来年度まず2校で進めていきたいということが始まりです。よろしくお願ひします。

○委員（板津博之君） そうすると、コミュニティ・スクールをすることによって、簡単で結構なんですけど何が変わってくるか、従前と、というところを簡単で結構ですので教えていただけますか。

○学校教育課長（今井竜生君） 今まで、学校評議員会という形で地域の方から御意見をいただくことはできておりました。ただ、もしかすると学校ができていない部分についての御意見だけに終わっていたところもあったかもしれませんが、運営協議会になった場合には、今度は一緒に参加していただいて、例えば課題はこういうことですよということを話し合う、それに対して地域は何ができるかなということも実際話合いの中で前向きなところを出していただければ、今度は地域が動く部分になっていくと思いますので、そういうより前向きな活動になっていくかなあということを思っています。以上です。

○委員（板津博之君） もう質問じゃないんですけど、結構それ早速もう次年度からやられるということなので、当委員会としてもこの動向を注視しながら、任期中にどこまで動きがあるかというのは分からないんですけど、またそういったところも御報告いただければ、我々としても所管する委員会ですのでまたいろいろ教えていただきたいと思います。お願ひします。以上です。

○委員長（川合敏己君） 新たな制度になりますので、またよろしくお願ひします。
ほかに。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時47分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

4. 協議事項、議会報告会についてを議題とします。

今定例会初日に議員派遣をいただいた件になります。

来年1月5日水曜日午前10時から、ここ全員協議会室にて民生委員・児童委員との議会報告会を開催いたします。お手元に資料6としてございます、ここには懇談会とあります、懇談会並びに議会報告会です。

1番、教育福祉委員長挨拶、ここで議長も当日御在席いただけるということでございますので、議長からも御挨拶をいただきたいと思っております。

2番、民生児童委員連絡協議会の会長挨拶。この会長挨拶の中で、現行でこういった活動をされていらっしゃるかというのをA4の資料で配っていただいて、それを基に御説明をいただけるそうでございます。その後、懇談会に移りたいと思っております。高齢者を孤立させないために地域でできることということですね。その懇談の、今回10時から11時半を予定しているんですが、残りの15分ぐらいの間に、9月議会の様子をケーブルテレビのほうで作りましたよね、番組。その番組をちょっとビデオで流していただいて議会の様子も知っていただくという形にして、それを見終わったら副委員長から閉会の挨拶をしていただくという流れになりますので、よろしく願いをいたします。

この件についてはよろしいですか。ちょっと年始早々で早いんですけども、どうしても民生委員・児童委員の集まれるときがこの日ということでございますし、あとグループ分けしてというような意見もちらっと出たことがあったんですが、今回は民生委員・児童委員のほうから、対面形式でグループ分けせずにやりたいということのお話も来ておりましたので、よろしく願いいたします。

よろしいですか、この件。

〔挙手する者なし〕

では、この件に関しては終了いたします。

先ほどもお話ししましたとおり、本日の午後には西可児中学校の現場視察がありますので、午後1時20分に西可児中学校の玄関で集合ということでよろしくお願いいたします。1時半から授業を二、三教室見ていただいて、その後、会議室で説明を受けたいと思っております。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

そのほか、何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

では、発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午前10時50分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月13日

可児市教育福祉委員会委員長